

小値賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 2,181	千円 3,739,817	千円 129,881	千円 681,448	% 18.2	% 15.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

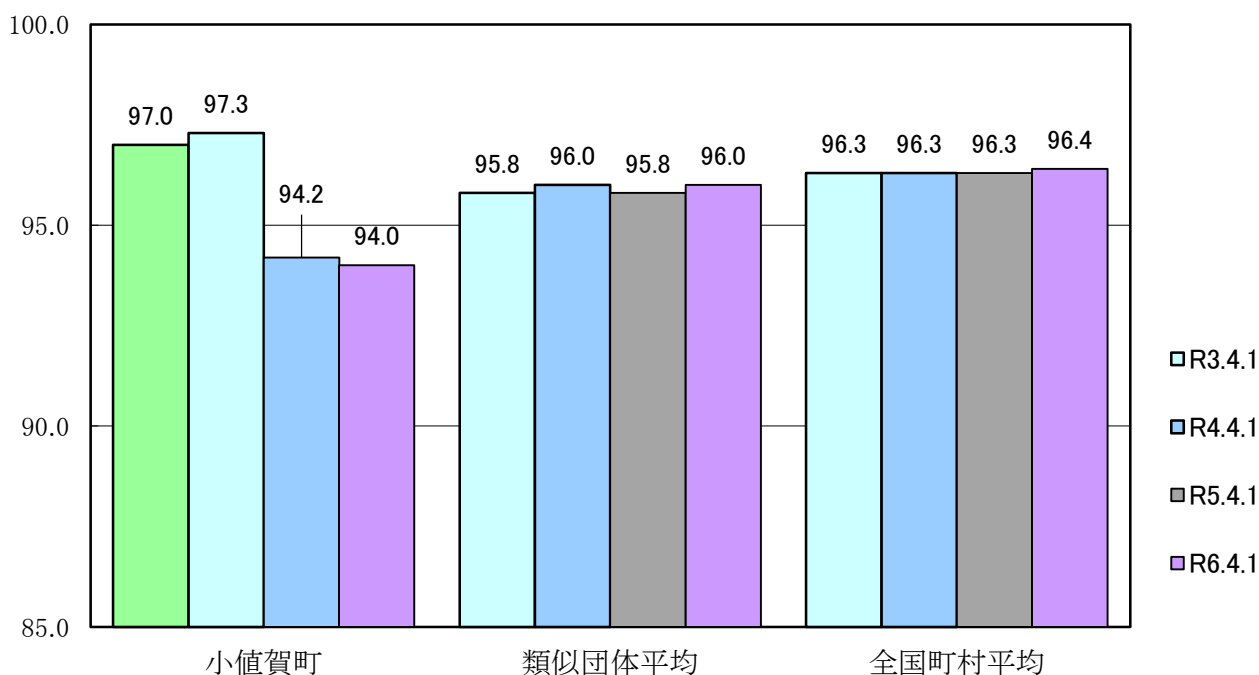
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)町村類型平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 62	千円 189,147	千円 32,916	千円 73,243	千円 295,306	千円 4,763	千円 5,514

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

３ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和６年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③１００を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均１．４％引下げ。当町では引下げ率が高くなる上位給の職員が少ないため、国の平均引き上げ率よりも低くなる。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職特別勤務手当については、国と同様の支給条件で金額が異なる。単身赴任手当は支給なし。
（国 ６,０００円 当町 課長級 ４,０００円 班長級 ３,０００円）

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（令和６年４月１日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小値賀町	40.8歳	282,400円	320,562円	307,969円
長崎県	43.0歳	318,776円	389,836円	352,177円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	299,781円	343,406円	328,800円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均 年齢	職員 数	平均給料 月額	平均給与 月額（A）	平均給与月 額（国比較 ベース）	対応する民 間の類似職 種	平均 年齢	平均給与 月額（B）	A / B
小値賀町	39.6 歳	3	238,400 円	283,667 円	255,334 円	廃棄物処 理業	47.7 歳	314,900 円	0.90
長崎県	54.9 歳	115	331,061 円	373,060 円	349,370 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	49.2 歳	2	285,856 円	316,366 円	301,319 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
小値賀町	4,015,804 円	4,376,300 円	0.92

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータをしている。（令和元年～令和３年の３ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区 分		小値賀町	長崎県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	196,200円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	166,600円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	161,800円	164,000円	—
	中 学 卒	—	149,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

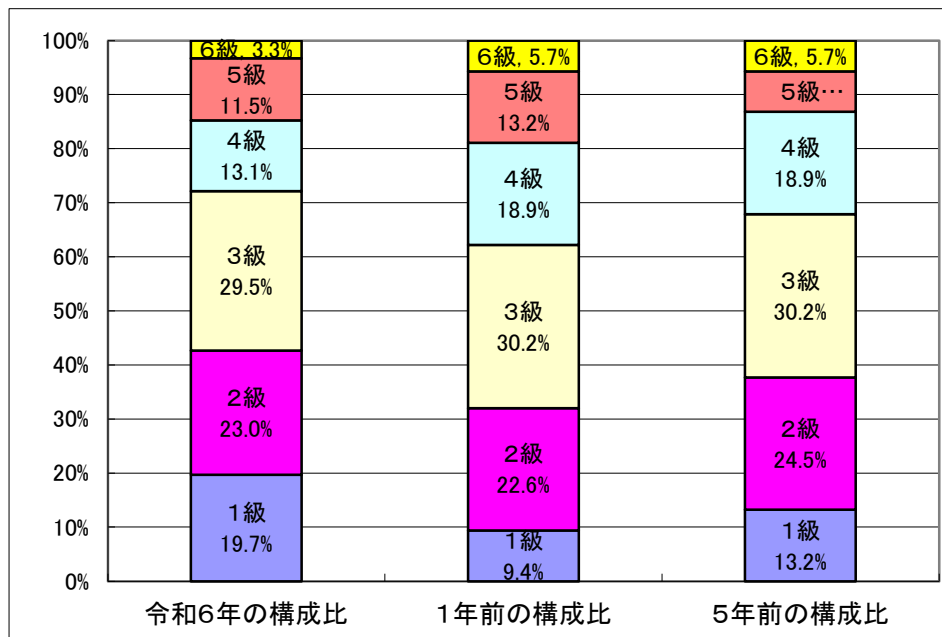
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	238,300円	303,100円	348,200円	360,900円
技能労務職	高 校 卒	222,100円	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

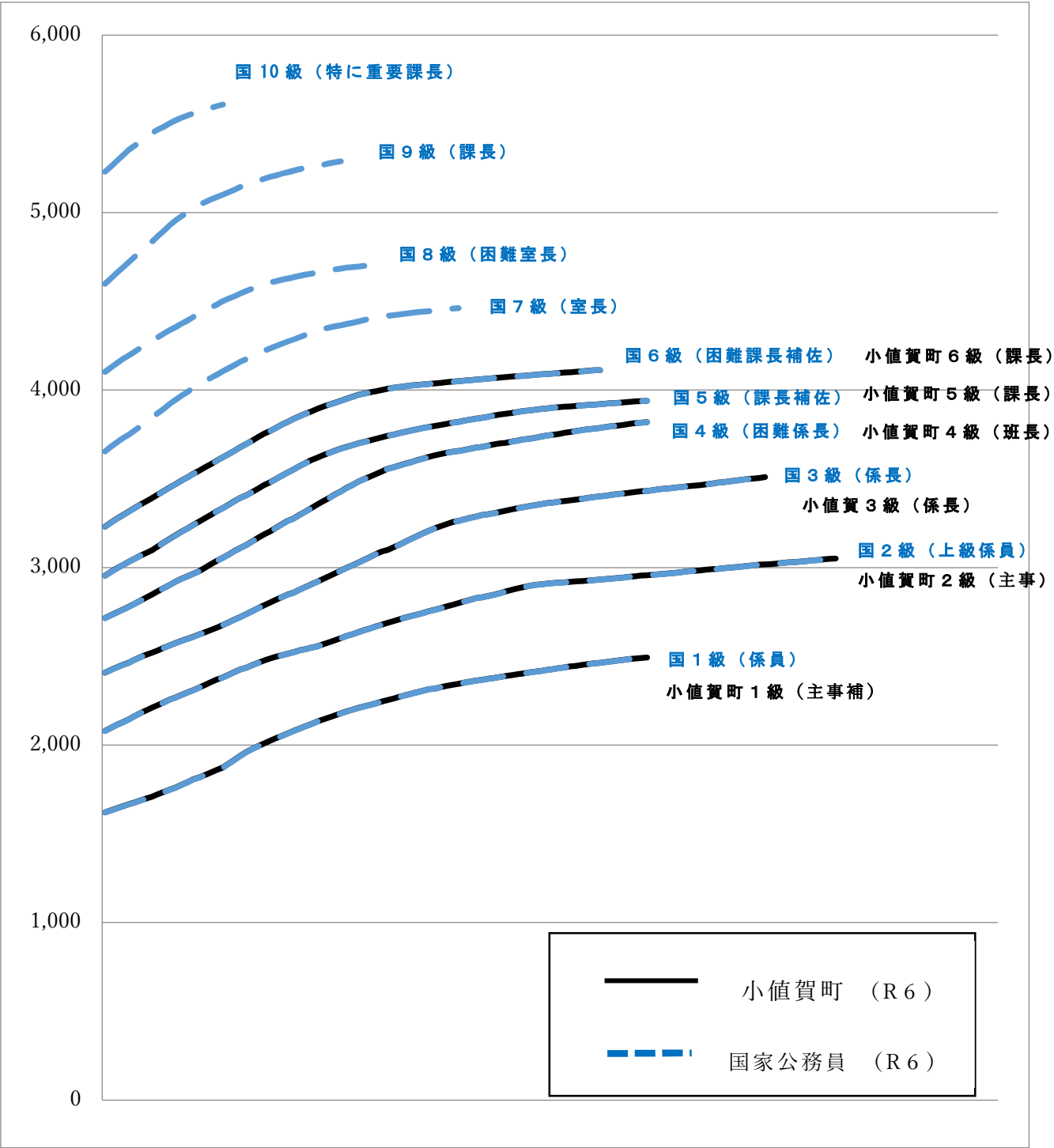
区分	標準的な職務内容	職 員 数	構成比	内 訳		職制上の段階		
				職 名	人	人	%	段階
1 級	1 主事、技師、保育士、 教諭（中級職員）の職務 2 主事補、技師補、教諭 （初級係員）の職務	12	19.7%	主事	3	12	19.7%	主事補級
				主事補	7			
				保育教諭	2			
2 級	主事、技師、保育士、教 諭（上級職員）の職務	14	23.0%	主事	11	14	23.0%	主事級
				技師	1			
				保育教諭	1			
				社会福祉士	1			
3 級	係長、主任、主査の職務	18	29.5%	係長	16	18	29.5%	係長級
				主査	2			
4 級	班長、こども園長、議会 事務局長、農業委員会事 務局長、教育次長、診療 所事務長、空港管理事務 所長、理事、会計管理者、 福祉事務所長の職務	8	13.1%	班長	7	8	13.1%	班長級
				農 業 委 員 会 事務局長	1			
5 級	課長、こども園長、議会 事務局長、農業委員会事 務局長、教育次長、診療 所事務長、空港管理事務 所長、理事、会計管理者、 福祉事務所長、獣医師の 職務	7	11.5%	課長	4	7	11.5%	課長級
				議会事務局長	1			
				教育次長	1			
				診療所事務長	1			
6 級	課長、こども園長、議会 事務局長、農業委員会事 務局長、教育次長、診療 所事務長、空港管理事務 所長、理事、会計管理者、 福祉事務所長の職務	2	3.3%	課長	0	2	3.3%	課長級
				会計管理者	1			
				福祉事務所長	1			
	合計	61	100.0%					

- （注） 1 小値賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（小値賀町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小値賀	長崎県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,322 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,611 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（小値賀町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率			○		
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

小値賀町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置				定年前早期退職特例措置			
（割増率2～45％）				（割増率2～45％）			
1人当たり平均支給額							
2,083千円				23,682千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			2,401千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			800,333円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			4.8％	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
潜水作業手当		潜水作業	1千円	日額 1,000円
滞納処分手当			0千円	日額 500円
防疫等作業手当			0千円	日額 1,000円
行路病（死） 人取扱手当			0千円	1件につき 1,000円
獣医師手当	獣医師	獣医業務	2,400千円	月額200,000円以内

(4) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	12,802千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	267千円
支給実績（4年度決算）	12,504千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	368千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異 同	国の制 度と異 なる内 容	支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5 年 度 決 算)
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に 対して支給 ・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ 父母及び孫等 6,500円 ・ 16歳～22歳までの子 1人につき5,000円加算	同 じ		9,285千円	290,156円
住 居 手 当	借家又は仮間に居住し 家賃を払っている職員 に支給 ・ 月額27,000円以下の 家賃 家賃月額－16,000円 ・ 月額27,000円を超え る家賃 (家賃月額－27,000円) ×1/2＋11,000円 (最高28,000円)	同 じ		2,445千円	143,823円
通 勤 手 当	通勤のため交通機関や 自動車等を利用し、通 勤距離が片道2km以上 の職員に支給 ・ 1ヶ月あたりの運賃 相当額（最高55,000円 ） ・ 交通用具利用者 距離に応じて2,000円 ～	同 じ		340千円	20,000円
管理職手当	管理又は監督の地位に ある職員のうち、町長 が任命権者と協議して 指定するものについて 、その特殊性に基き支 給 ・ 課長級 40,000円 ・ 班長級 25,000円	同 じ		5,460千円	1,818,571円
管理職員特別 勤務手当	管理又は監督の地位に ある職員が臨時又は緊 急の必要その他の公務 の運営の必要により勤 務を要しない日に勤務 した場合に支給1回の 勤務につき ・ 課長級 4,000円 ・ 班長級 3,000円	同 じ		116千円	8,285円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	616,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 町 長	(510,000 円)	846,800円／	528,000円
報 酬	議 長	(275,000 円)	400,000円／	203,000円
	副 議 長	(230,000 円)	314,000円／	130,000円
	議 員	(215,000 円)	290,000円／	109,000円
		(円)		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5 年度支給割合)		
	副 市 区 町 村 長	3.40 月分		
	議 長	(5 年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.40 月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	副 市 区 町 村 長	616千円×500/100×4年	1,232万円	任期毎
		510千円×300/100×4年	612万円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各

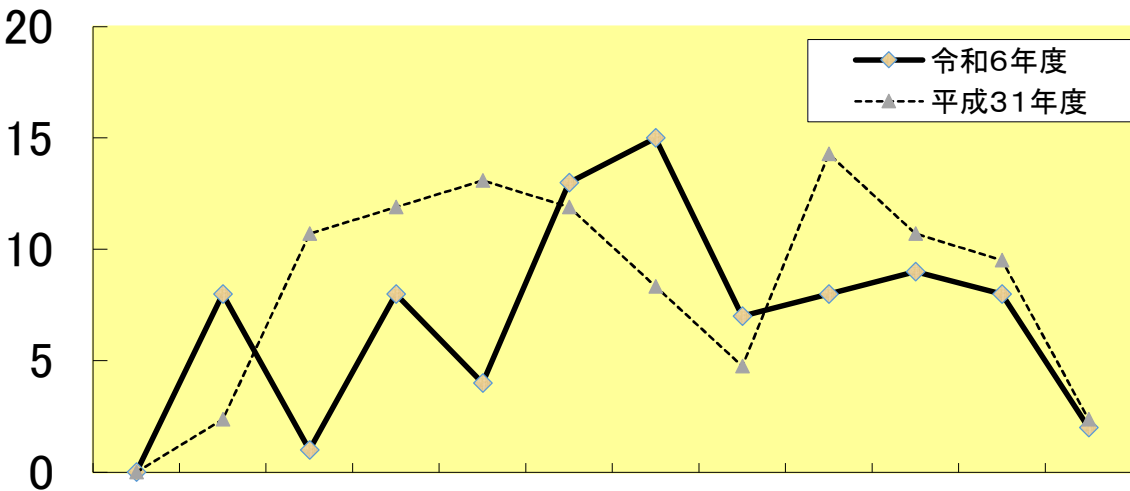
年 4 月 1 日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会 総 務	2	2	0	前 年 度 の 退 職 に 伴 う 欠 員 補 充 + 1 企 画 業 務 の 増 に 伴 う 職 員 増 + 1 人 事 異 動 に 伴 う 欠 員 不 補 充
		税 務	14	12	2	
		農 林 水 産	2	3	-1	
		商 工	9	9	0	
		土 木	3	3	0	人 事 異 動 に 伴 う 欠 員 不 補 充 資 格 取 得 者 の 採 用 に よ る 職 員 増 退 職 に 伴 う 欠 員 不 補 充
		民 生	2	3	-1	
		衛 生	12	11	1	
			7	10	-3	
		計	51	53	-2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 233.84 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 204.97 人)
	教 育 部 門		9	9	0	教 育 か ら 民 生 に 変 更
消 防 部 門		0	0	0		
小 計		60	62	-2	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 275.10 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 241.46 人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院		15	15	0	
	水 道		1	1	0	
	下 水 道		1	1	0	
	交 通		4	5	-1	
	そ の 他		2	2	0	
	小 計		23	24	-1	
	合 計		83	86	-3	
		[105]	[105]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	8	1	8	4	13	15	7	8	9	8	2	83

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	49	49	47	47	53	51	2(4.1%)
教育	11	13	12	14	9	9	△2(△18.2%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(%)
普通会計計	60	62	59	61	62	60	0(%)
公営企業等会計計	24	25	25	24	24	23	△1(△4.2%)
総合計	84	87	84	85	86	83	△1(1.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 42,862	千円 13,866	千円 16,777	% 39.14	% 25.60

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5年度	人 2	千円 7,737	千円 886	千円 3,216	千円 11,839	千円 5,919	千円 6,119

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	46.0歳	348,000円	506,178円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 基本給とは給料に扶養手当を含む。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（5年度） 1,608 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,506 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（6年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度）	148千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	148千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子1人につき5,000円加算	同じ		438千円	219,000円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 (家賃月額－27,000円) ×1/2＋11,000円 (最高28,000円)	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・1ヶ月あたりの運賃相当額(最高55,000円) ・交通用具利用者距離に応じて2,000円～	同じ		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円	同じ		300千円	300,000円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給1回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円	同じ		0千円	0円

(2) 下水水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 68,101	千円 51,396	千円 4,592	% 6.74	% 5.45

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 1	千円 2,429	千円 125	千円 911	千円 3,465	千円 3,465	千円 6,024

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	30.9歳	208,000円	292,191円
団 体 平 均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 基本給とは給料に扶養手当を含む。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（5年度） 911 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,489 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（6年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）	0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度）	125千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	125千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ		0千円	0円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃 月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃（家賃月額－27,000円）×1/2＋11,000円（最高28,000円）	同じ		0千円	0円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・1ヶ月あたりの運賃相当額（最高55,000円） ・交通用具利用者距離に応じて2,000円～	同じ		0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円	同じ		0千円	0円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要し	同じ		0千円	0円

	ない日に勤務した場合に 支給1回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円				
--	---	--	--	--	--

(3) 渡船事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 78,526	千円 7,683	千円 41,719	% 53.1	% 25.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 5	千円 15,979	千円 1,775	千円 5,954	千円 23,708	千円 4,742	千円 6,288

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	52.0歳	306,000円	420,728円
団 体 平 均	50.6歳	314,880円	521,475円

- (注) 1 基本給とは給料に扶養手当を含む。
- 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（5年度） 5,954 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,387 千円
（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	（5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（６年４月１日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（６年４月１日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（６年４月１日現在）

支給実績（５年度決算）	0千円
支給職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（５年度）	%
手当の種類（手当数）	一般職と同様

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度）	725千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	182千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （５年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子 １人につき5,000円加算	同じ		654千円	218,000円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 （家賃月額－27,000円） ×1/2＋11,000円 （最高28,000円）	同じ		48千円	48,000円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給	同じ		48千円	24,000円

	・ 1 ヶ月あたりの運賃相当額（最高 55,000 円） ・ 交通用具利用者距離に応じて 2,000 円～				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・ 課長級 40,000 円 ・ 班長級 25,000 円	同じ		300 千円	300,000 円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給 1 回の勤務につき ・ 課長級 4,000 円 ・ 班長級 3,000 円	同じ		0 千円	0 円

(4) 国民健康保険診療所事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 4 年度の総費用に占める職員給与費比率
5 年度	千円 478,350	千円 17,039	千円 102,646	% 21.46	% 10.02

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
5 年度	人 15	千円 61,954	千円 15,589	千円 24,597	千円 102,140	千円 6,809	千円 7,252

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
- 2 職員数については、5 年 3 月 31 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小値賀町	43.7 歳	344,907 円	544,349 円
団 体 平 均	43.2 歳	335,999 円	600,119 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小値賀町	団体平均等
1人当たり平均支給額（5年度） 1,505 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,493 千円
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当（6年4月1日現在）

一般職と同様。

ウ 地域手当（6年4月1日現在）

支給なし

エ 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			6,503千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			54,196円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			75.00%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間看護手当	看護師・准看護師	夜間看護業務	4,103千円	日額7,300円
看護業務時間 外往診手当	看護師・准看護師	看護業務	0千円	1件につき 1,000円
放射線取扱業 務手当	放射線技師	放射線の照射作 業	0千円	月額50,000円
医師手当	医師	診療業務	2,400千円	月額400,000円以内

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度）	427千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	36千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (５年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (５年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母及び孫等 6,500円 ・16歳～22歳までの子１人につき5,000円加算	同じ		1,032千円	206,400円
住居手当	借家又は仮間に居住し、家賃を払っている職員に支給 ・月額27,000円以下の家賃 家賃月額－16,000円 ・月額27,000円を超える家賃 (家賃月額－27,000円) ×1/2+11,000円 (最高28,000円)	同じ		498千円	166,000円
通勤手当	通勤のため交通機関や自動車等を利用し、通勤距離が片道2km以上の職員に支給 ・１ヶ月あたりの運賃相当額(最高55,000円) ・交通用具利用者距離に応じて2,000円～	同じ		140千円	23,333円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、町長が任命権者と協議して指定するものについて、その特殊性に基き支給 ・課長級 40,000円 ・班長級 25,000円	同じ		830千円	415,000円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日に勤務した場合に支給１回の勤務につき ・課長級 4,000円 ・班長級 3,000円	同じ		14千円	7,000円